

# 大府市立小・中学校における インターネット利用に関するガイドライン

大府市教育委員会

## (趣旨)

第1条 このガイドラインは、大府市個人情報保護条例（平成17年3月28日条例 第3号 以下「条例」という。）に基づき、大府市立小・中学校（以下「市内学校」という。）におけるインターネットの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

## (利用の基本)

第2条 市内各校において、インターネットを使用するに当たって、児童・生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童・生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校、国際理解教育の推進、総合学習の視点からの教育推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。

## (利用形態)

第3条 インターネットの主な利用形態は、次の各号に掲げる教育活動以外の目的に利用してはならない。

- 一 情報発信及び受診・・・学校の沿革、概要、教育目標等、学校紹介、治療証明等を発信すると同時に意見等を受診すること。
- 二 情報検索及び収集・・・学習に関連する情報を検索、収集、関連する質問を送り、回答を得ること。
- 三 教材作成・・・授業で活用できる画像データや文書データを収集、加工して教材作りに活用すること。
- 四 国内及び国際交流・・・電子メールにより、国内及び海外の都市、学校等との交流を行うこと。

## (個人情報の保護)

第4条 インターネットを利用しての発信、又は、受信する個人情報の保護については、条例の定めるところによる。

## (管理責任者)

第5条 インターネット利用の適正を図るため、学校に管理責任者を置く。  
2 管理責任者は、学校長とし、教頭を副管理者とする。

## (利用責任者)

第6条 インターネット利用の適正を図るため、管理責任者は利用責任者を置き、副管理者を通して、利用状況を記録・報告させるものとする。

(ホームページ等による情報の発信)

- 第7条 インターネットを利用した市内各校の情報発信は、市内各校の公的名称を利用し、教育委員会が指定したインターネットサービスプロバイダ（インターネットへの接続サービスを提供する機関）等のサーバ（インターネット上における情報の受発信を制御するコンピュータ）において行うものとする。
- 2 管理責任者は、ホームページにより情報の発信を行う場合は、本ガイドラインに基づいた適切な発信内容であることを事前に確認するものとする。

(ホームページ利用等に関する条件の明示)

- 第8条 利用の目的が教育目的にある場合は、学校のホームページをリンク等で利用することができる。この場合において、その旨の通知を求めるものとする。
- 2 学校のホームページの複製利用については、教育上の支障の有無を考慮して判断するものとする。
  - 3 前2項の場合をはじめ、市内各校のホームページには、本ガイドラインをリンクするものとする。
  - 4 市内各校のホームページに発信した情報の著作権については、その帰属先及びその他利用の条件等をホームページ上に明記するものとする。

(個人情報の発信とその範囲)

- 第9条 インターネットを利用した児童・生徒及び関係者の個人情報の発信は、管理責任者が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとし、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように、必要な対策を講じなければならない。
- 2 児童・生徒の個人情報を発信しようとするときは、本人及び保護者に対して、個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、同意の上で、教職員の指導のもとに発信するものとする。
  - 3 市内各校のホームページに発信した個人情報について、本人若しくは、保護者から訂正又は削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。
  - 4 インターネットで発信する児童・生徒の個人情報の範囲は、次の各号に定めるところによる。
    - 一 氏名・・・原則として姓を用い、名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、姓名を使うことも可能とする。
    - 二 意見等・・・児童・生徒の意見等については、教育上の効果を熟慮し、発信することができる。
    - 三 写真・・・児童・生徒の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないように配慮する。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、教育上必要に応じて、個人写真を

使うことができる。

四 住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報・・・

これらは、発信しないものとする。ただし、相手が特定される電子メールにおいては、教育上必要に応じて年齢、趣味・特技等を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。

(教職員による指導の徹底)

- 第10条 教職員は、インターネットを利用した教育活動を通して、他人を中傷しないこと、著作権、肖像権、知的所有権に配慮するなどネットワーク利用における基本モラルやマナーについて十分に指導し、情報発信者としての自覚と責任について児童・生徒が正しく理解できるように努めるものとする。
- 2 児童・生徒が発信する情報は、原則として、教職員の確認を経て発信することとする。
- 3 教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

(個人情報及びデータ等の保護)

- 第11条 管理責任者は、次の各号に定めるところにより、個人情報及びデータの保護に努めるものとする。
- 一 インターネットに接続するコンピュータを特定し、それ以外のコンピュータはインターネットに接続しない。
- 二 インターネットの接続環境に応じて、回線を通した外部からの不正侵入を遮断する対策を講じる。
- 三 インターネットに接続するコンピュータを他の用途に利用するときは、個人情報を含むデータは、フロッピーディスク等の外部記憶装置により管理することとし、コンピュータ内部の記憶装置には蓄えない。
- 四 コンピュータウイルス（コンピュータシステムの動作を妨害する目的で作られたプログラム）の発見、駆除、予防に努める。
- 2 管理責任者は、コンピュータシステム若しくは、データの改ざん等の異常が認められたときは、直ちにインターネットの利用を中止し、教育委員会に報告しなければならない。

(受診した個人情報の取り扱い)

- 第12条 インターネットを利用して受診した個人情報については、大府市個人情報保護条例（平成17年3月 第10条 個人情報の適正な管理）の定めるところにより取り扱うものとする。

(インターネット利用状況の報告及び指導)

- 第13条 学校教育課長は、インターネットの利用状況について管理責任者に報告を求め、

必要に応じ指導を行うものとする。

(インターネット利用基準の見直し)

第14条 学校教育におけるインターネット利用の進展にともない、このガイドラインに規定した事項の見直しの必要が生じたときは、条例に規定する個人情報保護審議会の意見を聴衆する等の必要な手続きを経て、利用基準の見直しを行うものとする。

(委任)

第15条 このガイドラインに関し必要な事項は、学校教育課長に委任する。

附 則 このガイドラインは平成19年4月1日から施行する。